過去の監査結果に対する措置の通知書

平成30年度

随時監査(工事監査・後期)(30監査第 192号)分

	指摘事項		当初措置状況 (31年度)	令和2年度の措置状況	担当課
108	ながる整備の在り方 (1) 運動場施設の利用増進について 運動場整備の費用対効果と今 後の取組 (報告書6、7ページ)	その後、水処理施設の増築や運動施設の設計を進めていたが、阪神淡路 大震災を機に平成9年に耐震設計基準が改正されたため、浄化施設上部のス ラ貫模造では、耐震基準がクリアできないことから、既存のテニスコートやその 周辺一帯を運動場として整備する方針に変更した経過がある。 当運動場には野球やサッカーにも使用できる広い多目的グラウンドも整備さ	ていることから、利用率を高めることは難しい面があるが、土曜日及び日曜日の利用率は69.4%となっている。また、周辺グラウンドの利用率も同様に週末は高くなっていることから、一概に施設数が過剰であるとは判断し難い。 施設の統廃合については、スポーツ庁から策定を求められているスポーツ施設のストック適正化計画において、市城全体としてスポーツ施設の在り方を検討する。	用開始以降、利用者数は、平成30年度は4,466人であったが、令和元年度は6,105人と増加している。また、利用率についても令和元年度は25.3%で、運動場全体の利用率25.0%を超えており、ホームページによる周知などにより市民	スポーツ課